主

原判決を破棄する。 被告人を懲役壱年式月に処する。

但し本裁判確定の日より参年間右刑の執行を猶予する。

原審における訴訟費用(国選弁護人堀部進支給分)は被告人の負担とす

る。

理 由

本件控訴の趣意は弁護人堀部進の提出した控訴趣意書と題する書面に記載してある通りであるから之を引用する。

〈要旨〉原判決の挙示せる各証拠を綜合すれば被告人が原判示の業務に従事中その業務上保管にかかる集金を擅に原〈/要旨〉判示の日時回数に亘り費消横領した金額は原判示の摘示せる最初の費消金五千円を除き合計金五十五万四千九百九十四円二十銭であること算数上明白であるに拘らず原判示が合計金九十二万三千四百三十八円であると認定し約四十万円弱の誤差に心づかなかつたのは重大なる事実誤認の過失を犯したものであつて右事実の誤認は延いて判決に影響を及ぼすことが明らかであるからこの点に関する論旨は理由あり、原判決は到底破棄を免れない。

よつて他の論旨に対する判断を省略し、刑事訴訟法第三百九十七条に則り原判決を破棄し且つ原審において取調べた証拠により直ちに判決をすることができるものと認め同法第四百条但書により更に本被告事件につき次り通り判決する。

当裁判所の認定した罪となるべき事実及之を認定した証拠は原判決末尾添付の犯罪事実明細表中横領金額欄末尾合計金額九十二方三千四百三十八円とあるを五十五万四千九百九十四円二十銭と又備考欄末尾入金合計金四万三千四百三十八円二十銭とあるを四十一万千八百八十二円と各訂正したほか原判決の摘示せるところと同一であるから茲に之を引用する。

仍て主文の通り判決する。

(裁判長判事 羽田秀雄 判事 鷲見勇平 判事 小林登一)